

豊田市小児救急医療支援病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内にある小児救急医療支援病院の運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小児救急医療支援病院」とは、豊田市及びみよし市で構成する2次救急医療圏（以下「豊田加茂広域2次救急医療圏」という。）にある病院のうち、2次救急医療施設として必要な診療機能、小児科専用病床及び小児科医を有する病院をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、小児救急医療支援病院が行う小児救急医療支援事業に要する費用の一部を補助することにより、休日及び夜間における小児科医を確保し、もって豊田加茂広域2次救急医療圏の小児救急医療の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田加茂広域2次救急医療圏において別表第1に定める輪番制により小児救急医療支援事業を実施できる小児救急医療支援病院とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、小児救急医療支援事業の実施に必要な経費のうち、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費及び医師雇上謝金とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と別表第2に定める補助基準額に当該補助基準額に対応する区分を1単位とした診療日数を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し毎年度7月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める時はこの限りでない。

(1) 小児救急医療支援事業計画書（様式第2号）

(2) 小児救急医療支援事業所要額明細書（様式第3号）

(3) 歳入歳出予算書抄本（様式第4号）

(交付の決定通知)

第8条 規則第5条第1項の補助事業者に対する通知は、同項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業期間(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 小児救急医療支援事業月別実施表(様式第7号)
- (2) 小児救急医療支援事業患者数等調(様式第8号)
- (3) 小児救急医療支援事業実績額明細書(様式第9号)
- (4) 歳入歳出決算書抄本(様式第10号)

(確定通知)

第10条 規則第11条第1項の補助事業者に対する通知は、同項の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

小児救急医療支援病院輪番制

輪 番 制		補助基準額の算定に用いる区分	
実 施 日	診 療 時 間	区 分	対 象 診 療 時 間
休 日	午前 8 時から 翌日の午前 8 時まで	休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 土曜日 及び 第 3 土曜日	午後 1 時から 翌日の午前 8 時まで	休日 C	午後 1 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
第 2 土曜日、 第 4 土曜日 及び 第 5 土曜日	午前 8 時から 翌日の午前 8 時まで	昼 間	午前 8 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
平 日	午後 6 時から 翌日の午前 8 時まで	夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで

- 備考 1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に定める祝日並びに年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）をいう。
- 2 第 1 土曜日及び第 3 土曜日とは、1 月のうちの第 1 週及び第 3 週の土曜日をいう。
- 3 第 2 土曜日、第 4 土曜日及び第 5 土曜日とは、1 月のうちの第 2 週、第 4 週及び第 5 週の土曜日をいう。
- 4 平日とは、第 1 項から第 3 項までの日以外の日をいう。

別表第 2（第 6 条関係）

補 助 基 準 額

区	分	補 助 基 準 額
休 日	休 日 A	2 6 , 3 1 0 円
	夜 間	2 6 , 3 1 0 円
第 1 土曜日及び 第 3 土曜日	休 日 C	1 3 , 1 5 0 円
	夜 間	2 6 , 3 1 0 円
第 2 土曜日、第 4 土曜日 及び第 5 土曜日	昼 間	2 6 , 3 1 0 円
	夜 間	2 6 , 3 1 0 円
平 日	夜 間	2 6 , 3 1 0 円

備考 区分は、別表第 1 に掲げる補助基準額の算定に用いる区分による。